

平成30年11月定例会

議 案 説 明 資 料  
予 算 に 関 す る 説 明 書  
(平成30年度11月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

# 平成30年11月定例会議案説明資料目次

生活環境部

## 【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 緑豊かな自然課	1 2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
	3 繰越明許費に関する調書	緑豊かな自然課	6
	4 債務負担行為に関する調書	衛生環境研究所 他	7

## 【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第8号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	住まいまちづくり課	9
議案第25号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館)について	緑豊かな自然課	12
議案第26号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク))について	緑豊かな自然課	17
議案第27号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。))について	緑豊かな自然課	23
議案第28号	公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。))について	緑豊かな自然課	28
議案第29号	公の施設の指定管理者の指定(天神川流域下水道)について	水環境保全課	33

## (報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	平成29年度鳥取県継続費精算報告書について	原子力環境センター	39

議案説明資料総括表

生活環境部 (単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計) 緑豊かな自然課	1,670,059	5,000	1,675,059				5,000	
合計	8,112,124	5,000	8,117,124	0	0	0	5,000	
(一般会計) 緑豊かな自然課 都市公園維持費に係る補正								

平成30年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

5 項 都市計画費

緑豊かな自然課 (内線: 7369)

3 目 公園費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(公共事業) 都市公園維持費	93,671	5,000	98,671				5,000	
トータルコスト	101,616	5,000	106,616	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	工事発注に関する業務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成31年春に開催予定の「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」の会場となる布勢総合運動公園について、関係者による現地確認で指示を受けた箇所及び冬期の破損を想定した施設修繕に必要な工事費を確保し、行事開催までに必要な修繕工事を実施することで県内外からの招待者のおもてなしを図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

公園名	予算額	内 容
布勢総合運動公園	5,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車回しや歩行動線となる箇所及び周辺の路面滞水解消のための排水処理工事</li> <li>・県民体育館周辺から植樹会場までの舗装段差解消工事</li> <li>・植栽等修景施設の追加改修 等</li> </ul>
計	5,000	

3 これまでの取組状況、改善点

「第30回全国『みどりの愛護』のつどい」では、県民体育館での式典、園内広場での記念植樹等を予定しており、会場周辺の花壇や芝生、立木など植栽の改修は今年度当初予算で整備を進めている。しかし、今後開催準備が進むにつれ、関係機関から新たな緊急改修の要請が想定されるため、迅速に対応できるよう備える。

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費								
				うち生活環境部					
							5項 都市計画費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	307,063		307,063	41,620		41,620	860		860
2 給料	2,035,432		2,035,432	241,038		241,038	11,478		11,478
3 職員手当等	1,026,671		1,026,671	121,406		121,406	5,781		5,781
4 共済費	769,602		769,602	90,166		90,166	4,074		4,074
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	493		493	493		493			
8 報償費	8,074		8,074	479		479	413		413
9 旅費	41,485		41,485	5,525		5,525	978		978
費用弁償	2,754		2,754	688		688	112		112
普通旅費	36,499		36,499	4,226		4,226	586		586
特別旅費	2,232		2,232	611		611	280		280
10 交際費	100		100						
11 需用費	581,938		581,938	57,576		57,576	833		833
12 役務費	160,440		160,440	12,215		12,215	1,068		1,068
13 委託料	8,021,478		8,021,478	943,781		943,781	552,334		552,334
14 使用料及び賃借料	231,944		231,944	16,846		16,846	3,358		3,358
15 工事請負費	23,718,581	5,000	23,723,581	1,221,159	5,000	1,226,159	344,280	5,000	349,280
16 原材料費	10,261		10,261						
17 公有財産購入費	686,214		686,214						
18 備品購入費	421,045		421,045	22,675		22,675	22,543		22,543
19 負担金、補助及び交付金	9,932,767	7,055	9,939,822	1,086,355		1,086,355	23,263		23,263
20 扶助費									
21 貸付金	3,183		3,183	3,183		3,183			
22 補償、補填及び賠償金	1,586,460		1,586,460	7,152		7,152			
23 償還金、利子及び割引料	4,000		4,000						
24 投資及び出資金									
25 積立金	162,835		162,835	162,835		162,835			
26 寄附金									
27 公課費	8,082		8,082						
28 繰出金	10,921		10,921	10,921		10,921	10,921		10,921
予備費									
計	49,729,069	12,055	49,741,124	4,045,425	5,000	4,050,425	982,184	5,000	987,184
財 国庫支出金	14,730,250		14,730,250	610,961		610,961	124,530		124,530
源 地方債	19,916,000		19,916,000	587,000		587,000	136,000		136,000
内 その他	1,950,915		1,950,915	1,073,063		1,073,063	28,849		28,849
訳 一般財源	13,131,904	12,055	13,143,959	1,774,401	5,000	1,779,401	692,805	5,000	697,805

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	8款 土木費		
		うち生活環境部		
		5項 都市計画費		
		3目 公園費		
	補正前	補正額	補正後	
1	報酬	364		364
2	給料	3,826		3,826
3	職員手当等	1,927		1,927
4	共済費	1,358		1,358
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	貸金			
8	報償費	413		413
9	旅費	280		280
	費用弁償			
	普通旅費			
	特別旅費	280		280
10	交際費			
11	需用費	125		125
12	役務費	28		28
13	委託料	552,122		552,122
14	使用料及び賃借料	2,863		2,863
15	工事請負費	344,280	5,000	349,280
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	22,543		22,543
19	負担金、補助及び交付金	16,351		16,351
20	扶助費			
21	貸付金			
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	946,480	5,000	951,480
財源内訳	国庫支出金	118,161		118,161
	地方債	136,000		136,000
	その他	28,241		28,241
	一般財源	664,078	5,000	669,078

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	135,259		135,259
2	給料	994,760		994,760
3	職員手当等	507,423		507,423
4	共済費	372,027		372,027
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金	836		836
8	報償費	15,644		15,644
9	旅費	44,997		44,997
	費用弁償	5,371		5,371
	普通旅費	29,744		29,744
	特別旅費	9,882		9,882
10	交際費	100		100
11	需用費	185,246		185,246
12	役務費	49,425		49,425
13	委託料	1,685,737		1,685,737
14	使用料及び賃借料	72,610		72,610
15	工事請負費	1,616,037	5,000	1,621,037
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	140,107		140,107
19	負担金、補助及び交付金	2,066,787		2,066,787
20	扶助費			
21	貸付金	17,724		17,724
22	補償、補填及び賠償金	7,152		7,152
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	171,156		171,156
26	寄附金	18,176		18,176
27	公課費			
28	繰出金	10,921		10,921
	予備費			
	計	8,112,124	5,000	8,117,124
財 源 内 訳	国庫支出金	1,715,963		1,715,963
	地方債	800,000		800,000
	その他	1,339,238		1,339,238
	一般財源	4,256,923	5,000	4,261,923

緑越明許費に関する調書

追加

(単位：千円)

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫補助金	起債	その他	一般財源	
8 土木	5 都市計画費	3 公園費	都市公園維持費	98,671	5,000				5,000	平成31年度春に開催予定の「全国『みどりの愛護』のつどい」に関連して行う布勢総合運動公園の改修工事について、年度内の工事完成が困難であるため。
計				98,671	5,000				5,000	



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成30年度 衛生環境研究所一般廃棄物収集運搬 業務委託	350			平成31年度から 平成33年度まで	350					350
平成30年度 衛生環境研究所照明制御盤保守点検 業務委託	579			平成31年度から 平成33年度まで	579					579
平成30年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 清掃業務委託	2,539			平成31年度から 平成32年度まで	2,539					2,539
平成30年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 一般廃棄物収集運搬業務委託	395			平成31年度から 平成33年度まで	395					395
平成30年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 庭園管理業務委託	831			平成31年度から 平成33年度まで	831					831
平成30年度 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 自動ドア保守点検業務委託	231			平成31年度から 平成33年度まで	231					231
平成30年度 消費生活センター等清掃業務委託	2,626			平成31年度から 平成35年度まで	2,626					2,626
平成30年度 消費生活センター等廃棄物収集・運搬 業務委託	231			平成31年度から 平成33年度まで	231					231

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳					
		期間	金額	期間	金額	特定財源					
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源		
平成30年度 とっとり住まいる支援事業補助	補正前の額		千円		千円		千円		千円		千円
	補正額	補助金総額431,850千円を限度として、平成30年度に交付決定した額から平成30年度に交付した額を差し引いた額		平成31年度	限度額に同じ						限度額に同じ
	補正後の額	補助金総額66,420千円を限度として、平成30年度に交付決定した額から平成30年度に交付した額を差し引いた額		平成31年度	限度額に同じ						限度額に同じ
	補正後の額	補助金総額498,270千円を限度として、平成30年度に交付決定した額から平成30年度に交付した額を差し引いた額		平成31年度	限度額に同じ						限度額に同じ

条例名等

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部が改正され住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請書の記載事項及び添付書類が簡素化されたため、事務的負担が軽減されたこと等に伴い、手数料について所要の改正を行う。

2 概要

- (1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録事項変更に係る手数料を廃止する。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする。

【参考】

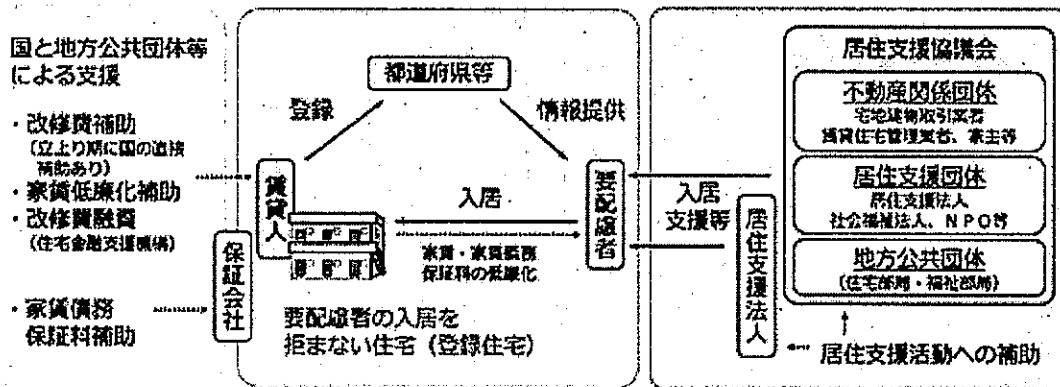
1. 制度の概要

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部改正により、民間賃貸住宅を「住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅」として県(鳥取市の区域は鳥取市)に登録する制度(新たな住宅セーフティネット制度)が平成29年10月から始まった。

本制度は、次の3つの柱からなる。

- ① 賃貸人が要配慮者向け賃貸住宅を県へ登録(以下「住宅の登録」)
- ② 登録住宅の改修・家賃低廉化への支援
- ③ 住宅確保要配慮者の入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



2. 施行規則改正の概要

住宅の登録が、全国で1,034件(今年7月時点)と進んでいないことから、国が今年7月に施行規則改正を行い、申請書の記載事項及び添付書類を簡素化した。

- ・ 申請書の記載事項のうち次の項目を削減。  
最寄駅からの所要時間、管理委託契約に関する具体的内容
- ・ 申請書の添付書類のうち次の書類を削減。  
付近見取図、配置図、各階平面図、所有を証する書類、管理委託契約に係る書類、検査済証、法人の登記事項証明書

※11月時点での登録件数は、4,448件(うち大阪府3,229件、鳥取県内0件)

3. 登録手数料について

今年4月から登録手数料を設定していたが、施行規則改正により登録手数料の算出根拠となる申請書の審査時間が大幅に短縮されたこと、住宅の登録は福祉的な側面が大きいことから、登録手数料を徴収しないこととする。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																		
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315) 略</p> <p><u>(315の2) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録 次の表の左欄に掲げる住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸</td> <td>1件につき6,000円</td> </tr> <tr> <td>2戸以上4戸以下</td> <td>1件につき7,000円</td> </tr> <tr> <td>5戸以上9戸以下</td> <td>1件につき8,000円</td> </tr> <tr> <td>10戸以上19戸以下</td> <td>1件につき10,000円</td> </tr> <tr> <td>20戸以上39戸以下</td> <td>1件につき11,000円</td> </tr> <tr> <td>40戸以上49戸以下</td> <td>1件につき12,000円</td> </tr> <tr> <td>50戸以上99戸以下</td> <td>1件につき14,000円</td> </tr> <tr> <td>100戸以上</td> <td>1件につき18,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(315の3) 住宅セーフティネット法第12条第3項の規定に基づく登録事項の変更の登録（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の増加に係るものに限る。） 次の表の左欄に掲げる増加する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸以上4戸以下</td> <td>1件につき1,000円</td> </tr> <tr> <td>5戸以上9戸以下</td> <td>1件につき3,000円</td> </tr> <tr> <td>10戸以上19戸以下</td> <td>1件につき4,000円</td> </tr> <tr> <td>20戸以上29戸以下</td> <td>1件につき5,000円</td> </tr> <tr> <td>30戸以上49戸以下</td> <td>1件につき6,000円</td> </tr> <tr> <td>50戸以上99戸以下</td> <td>1件につき8,000円</td> </tr> <tr> <td>100戸以上</td> <td>1件につき12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(315の4) 略</p> <p>(315の5) 略</p> <p>(315の6) 略</p>	区分	金額	1戸	1件につき6,000円	2戸以上4戸以下	1件につき7,000円	5戸以上9戸以下	1件につき8,000円	10戸以上19戸以下	1件につき10,000円	20戸以上39戸以下	1件につき11,000円	40戸以上49戸以下	1件につき12,000円	50戸以上99戸以下	1件につき14,000円	100戸以上	1件につき18,000円	区分	金額	1戸以上4戸以下	1件につき1,000円	5戸以上9戸以下	1件につき3,000円	10戸以上19戸以下	1件につき4,000円	20戸以上29戸以下	1件につき5,000円	30戸以上49戸以下	1件につき6,000円	50戸以上99戸以下	1件につき8,000円	100戸以上	1件につき12,000円
区分	金額																																		
1戸	1件につき6,000円																																		
2戸以上4戸以下	1件につき7,000円																																		
5戸以上9戸以下	1件につき8,000円																																		
10戸以上19戸以下	1件につき10,000円																																		
20戸以上39戸以下	1件につき11,000円																																		
40戸以上49戸以下	1件につき12,000円																																		
50戸以上99戸以下	1件につき14,000円																																		
100戸以上	1件につき18,000円																																		
区分	金額																																		
1戸以上4戸以下	1件につき1,000円																																		
5戸以上9戸以下	1件につき3,000円																																		
10戸以上19戸以下	1件につき4,000円																																		
20戸以上29戸以下	1件につき5,000円																																		
30戸以上49戸以下	1件につき6,000円																																		
50戸以上99戸以下	1件につき8,000円																																		
100戸以上	1件につき12,000円																																		
<p><u>(315の2)</u> 略</p> <p><u>(315の3)</u> 略</p> <p><u>(315の4)</u> 略</p>	<p>(315の4) 略</p> <p>(315の5) 略</p> <p>(315の6) 略</p>																																		

(315の5) 略

(315の6) 略

(315の7) 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

(315の7) 略

(315の8) 略

(315の9) 略

(315の10) 略

(315の11) 略

(315の12) 略

(315の13) 略

(316)～(328) 略

2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。

(1)～(17) 略

(18) 住宅セーフティネット法第25条第1項の規定により知事の指定する者に住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を行わせる場合における前項第315号の2及び第315号の3の手数料 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録に関する事務を行う者

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館) について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市相生町四丁目411番地          一般財団法人鳥取県観光事業団          理事長 衣笠 克則</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由          氷ノ山自然ふれあい館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 公募</p>

## 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館指定管理候補者の選定について

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

### 1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市相生町四丁目411番地 理事長 衣笠 克則

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

261,000,000円（債務負担行為額 261,319,000円）

〔参考〕単年度指定管理料の額 ※平成31年度消費増税を見込んだ額

平成31年度 51,800,000円、平成32年度以降 52,300,000円

### 4 選定理由

氷ノ山自然ふれあい館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該団体が最適であると認められる。

主な選定理由は次のとおりである。

#### 〔選定理由〕

- ・自然体験プログラムを中心に、外部の人材などと連携した野外活動や創作体験などの幅広い企画のほか、館外に出向いて行う講座も要望に応じて柔軟に対応するなど新しい取り組みが計画されており評価できる。
- ・これらの質の高い企画について、PRに力を入れ一層の工夫をしてもらう必要があるが、その効果が上がれば集客数のアップが期待できる。
- ・経営基盤が安定している。

### 5 公募の経緯

#### (1) 募集期間（募集要項配布から募集締め切りの日まで）

平成30年8月16日（木）から平成30年10月1日（月）まで（現地説明会 平成30年9月13日（木））

#### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目411番地	理事長 衣笠 克則

### 6 審査委員会の選定経緯

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子（委員長）	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部経営学科講師
森岡 則明	民宿 ヒュッテ白樺
神谷 朱音	若桜地域おこし協力隊
住田 剛彦	鳥取県生活環境部次長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月26日（火）

指定管理者制度及び鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成30年10月10日（水）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

## (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 〔・施設の設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針〕	必須 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 〔・利用時間、休館日 ・個人情報保護、情報の公開〕  ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 〔・施設設備の維持管理業務の内容 ・外部委託の考え方 ・環境への配慮〕  ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔・サービス向上・利用促進策 ・自然観察会等の実施内容〕  ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 〔・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制及び対応等〕  ○利用者等の要望の把握と対応	50
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容の妥当性 ○県の指定管理料額の多寡	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業等の認定等 ・ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 ・あいサポート企業等の認定等〕  ○当該施設の管理運営状況の実績評価	35
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案	4
	計		104



(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

選定基準	配点	一般財団法人鳥取県観光事業団	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	
2	50	37.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氷ノ山のビジターセンターとして、しっかりとした自然体験企画を提案している。</li> <li>・館内だけでなく出前講座などによるPRや少人数向けのエコツアーなどへの細かな対応が見られる。ワークショップも簡単な工作や自然のものを使った工作から、地域の生活に沿ったものなど幅広くある。</li> <li>・氷ノ山の良さを知ってもらうためには、まずは集客が大切。いろいろなイベント企画することはもちろん、それを集客に、そしてリピーターにつなげる努力が必要。鳥取にも兵庫北部にも「自然」はたくさんあるので、その中で独自性を出して行ってほしい。</li> <li>・地域との連携をさらに強化すべき。(民間施設とも連携するように)</li> </ul>
3	15	11.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントが増え、体験する人が増えたら収入はアップするかと思っていたが、参加者数は横ばいなのかと思わず残念。</li> <li>・新しい企画等にもう少し明確なターゲットや目的があると、収入がどう変化するかについて具体的に説明が可能になるのでは。</li> </ul>
4	35	22.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験ガイドについて、しっかりとした有資格者を雇用するか、スタッフに資格を取得させるべき。(登山、シャワークライミング)</li> </ul>
5	4	0.0	
合計	104	71.4 ※委員5名の平均点	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日 (現行どおり)

○開館時間 午前9時から午後5時まで

○休館日

4月～9月：毎週月曜日(夏休み中は月曜日も開館)

10月～11月：毎週月～火曜日

12月～3月：毎週月～水曜日

上記休館日が祝日の場合は開館し、翌営業日を休館日とする。

年未年始(12月29日～1月3日)

(2) 利用促進のための取組み

○自然体験プログラムの充実

・実施回数 【定例イベント200回以上/年+リクエストイベント】

・利用者が「自然が好きになる」「自然がわかる」「自然で親しむ」「自然の中で安らげる、健康になる」「自然を守る」など、利用者の立場に立った事業運営の実施。

・外部の優れた幅広い人材の活用やボランティア等との連携を強め、質の向上と利用者ニーズに対応した魅力あるプログラムの実施。

・県内外の自然系団体、施設等と連携し、情報交換や情報発信の場を提供するなど関係団体との協働事業を実施。また、地域との係わりを大切に地域団体との連携事業を実施する。

○施設・設備の活用

・「クライミングウォール」「スラックライン」「木製ブロック」等の用具を館内に設置し、来館者が楽しく過ごす・長く過ごすことができるようにする。

・「ラボスペース」は、職員やクルーの標本作製の場としてはもちろん、入館者が実際の作業を見ることで資料作成の過程を学ぶ場を提供する。

○自然やアウトドアに関心がある方、学校教育団体、社会教育団体に対する直接的な集客に取り組む。

○「雪」をアピールポイントとして若桜町や鳥取県と連携し、外国人観光客の集客に努める。

(3) サービスの向上策

○リクエストへの対応

- ・学校の自然環境教育を支援するプログラムを提案するとともに、目的や要望に応じて柔軟に対応。
- ・館外にも出向き、保育園・幼稚園、小学校や公民館等の要望に応じた「野外活動」及び「創作体験・自然講座等」の実施。
- ・自然体験活動の意義や野外活動における安全対策などを伝える保護者や職員向けの出前講座の実施。

○国定公園氷ノ山のビジターセンターとしての機能の充実

- ・国定公園である氷ノ山の豊かな自然を紹介する拠点施設として、日々変わる周辺の状況をホームページや機関誌等でリアルタイムな情報提供を実施。
- ・登山に関する問合せ対応や登山情報の表示。

(4) エコツーリズムの取組

○自然資源を最大限に活用し、ツーリズムに繋がる事業への積極的な取り組み。(シャワークライミング in 諸鹿溪谷、沢登り in 久曾木谷等)

○中国自然歩道等でのトレッキングイベントの開催。

○教育旅行の誘致や少人数での受け入れなど氷ノ山地域のエコツーリズムの受入施設としての機能を強化。

○「わかさ氷ノ山自然ふれあいの里活性化協議会」や若桜町立「高原の宿氷太くん」等、地域や関係機関と連携して、氷ノ山地域の活性化に努める。

(5) 登録ボランティア「響の森クルー」活動の推進

○登録ボランティア制度である「響の森クルー」制度の周知や登録促進。(平成30年8月末現在41名)

○活動の年間計画やメーリングリストの活動によるクルーの主体的な活動の推進。

条 例 名 等	<p>公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンスポーツパーク))について</p>
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称          鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク)</p> <p>(2) 指定管理者          鳥取市東町一丁目220番地          公益財団法人鳥取県体育協会          会長 中永 廣樹</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由          布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク)の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法:公募</p>

## 鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク) 指定管理候補者の選定について

鳥取県立布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク)の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県体育協会 鳥取市東町一丁目220番地 会長 中永 廣樹

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

### 3 指定管理料の額

1,437,280,000円(債務負担行為額 1,437,312,000円)

【参考】単年度指定管理料の額 ※平成31年度消費増税を見込んだ額

平成31年度 285,360,000円、平成32年度以降 287,980,000円

### 4 選定理由

布勢総合運動公園(コカ・コーラ ボトラーズジャパンスポーツパーク)の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該団体が最適であると認められる。

主な選定理由は次のとおりである。

#### 【選定理由】

- ・専門的な知識や資格を持った人材を活用し、全国規模の大会や競技が可能な高水準な施設の維持管理とともに、トップアスリートから中高生の部活まで幅広い層に利用できるよう工夫を重ねており評価できる。
- ・競技力の向上をはじめ、スポーツを通しての地域の活性化について様々な取り組みや質の高いサービスを設けており、関係団体との連携や協力体制、安全・安心な公園づくりへの姿勢も評価できる。
- ・経営基盤が安定している。

### 5 公募の経緯

#### (1) 募集期間(募集要項配布から募集締め切りの日まで)

平成30年8月16日(木)から平成30年10月1日(月)まで

#### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
公益財団法人鳥取県体育協会	鳥取市東町一丁目220番地	会長 中永 廣樹

### 6 審査委員会の選定経緯

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部経営学科講師
鎌谷 眞里子	鳥取県レクリエーション協会事務局長
大野 政人	米子工業高等専門学校准教授
住田 剛彦	鳥取県生活環境部次長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月26日(火)

指定管理者制度及び鳥取県立布勢総合運動公園の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成30年10月19日(金)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

## (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 〔・施設設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針〕	必須  ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 〔・有料公園施設の利用時間、休園日、利用料金等の設定内容 ・大会や行事等の利用調整方法、 ・個人情報保護、情報の公開など〕  ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 〔・施設設備の維持管理 ・芝グラウンドの管理方法 ・外部委託の考え方や県内事業者への発注方針、 環境に配慮した施設運営の取組 など〕  ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔・スポーツ・レクリエーション振興及び施設の利用促進への取組 ・サービス向上策など〕  ○利用者等の要望の把握と対応  ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	65
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○委託料の多寡	15
4	安定して管理を行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤  ○組織及び職員の配置等  ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針  ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況  ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔・障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定 ・ISO・TEASの認証等〕  ○当該施設の管理運営状況の実績評価	36
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案	4
	計		120

## (4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

選定基準	配点	公益財団法人 鳥取県体育協会	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	
2	65	46.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップアスリートの講習会など、県のスポーツ振興を視野に取り組んでいる。障がい者スポーツにも十分な視点を置いた取り組みは管理運営を委託するに十分期待が持てる。</li> <li>・多くの大きなスポーツイベントを成功させる意欲と意思を強く感じた。施設を高水準のメンテナンスで維持していく必要性を認識されている。</li> <li>・さまざまな競技力向上のための努力が見られる。</li> <li>・競技者(子どもも含む)や高齢者を対象にしたものだけでなく、中高年者、幼児、子ども(幼児)を連れた親を対象にしたイベントも重要。全年代に感動を与えてほしい。</li> <li>・研修室などが空いている日時には各団体からの持ち込み企画などを実施したりと、利用者レベルでの企画を行うなど工夫したらどうか。また、長寿社会であるため、高齢者も利用しやすいようにしてほしい。</li> <li>・芝グラウンドは全国にアピールできる優良事例であり、管理に自信があるところが頼もしい。自信を持って管理されており、いろいろと勉強し続けていただきたい。</li> <li>・管理体制の具体的な部分や補修の技術について専門家から指摘があるので改善を期待する。</li> <li>・7月の豪雨災害で指定緊急避難所として一度施設が使われたことから、反省や課題を発見することができており、今度はそれを他の施設と共有し、次の災害等に備えていただきたい。</li> </ul>
3	15	11.0	
4	36	23.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成やハラスメント対策にはしっかり取り組んでいただきたい。子ども相手のコーチや指導員の評価は多面的に複数の職員で行うことが必要である。体育関係ではない方面から採用することもより押し進めていただきたい。</li> <li>・BCPの体制をしっかり持ち、有事の際の中心的施設の管理ができるスキルを一層レベルアップしてもらいたい。</li> </ul>
5	4	2.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネーミングライツ企業の冠イベントがもっとあるといいのではないかな。</li> </ul>
合計	120	83.3 ※委員5名の平均	

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

### (1) 管理運営の方針

- ①公平な利用の確保 ②安全快適な施設利用のための維持管理 ③競技スポーツの振興  
 ④生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興 ⑤利用者へのサービス ⑥収入確保と経費の縮減  
 ⑦障がい者スポーツの拠点としての取組 ⑧省エネルギー・省資源、資源の再利用  
 ⑨県や各種競技団体との連携 ⑩管理実績・人的資源を生かした管理運営 ⑪都市公園としての管理運営

### (2) 利用時間・休園日

#### ○利用時間

陸上競技場、雨天練習場、陸上競技場トレーニングルーム、補助競技場について7月～9月の夏季早期利用の拡大（現行：午前9時から午後9時まで → 今後：午前8時30分から午後9時まで）

有料公園施設	4月～6月	7月～9月	10月～3月
陸上競技場	午前9時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
補助競技場	午前9時から午後7時まで	午前8時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで
球技場、野球場、テニสนาม（照明あり）	午前9時から午後9時まで	同左	
多目的広場、テニสนาม（照明なし）	午前9時から午後7時まで	午前9時から午後5時まで	
県民体育館	午前9時から午後10時まで	同左	

※有料公園施設以外は、原則として常時開放

#### ○休園日（現行どおり）

有料公園施設	休園日（休館日）
陸上競技場、補助競技場、球技場、多目的広場、野球場、テニสนาม	1月1日から1月3日、12月29日から12月31日
県民体育館	1月1日から1月3日、12月29日から12月31日 毎月第3火曜日

### (3) 利用料金・減免

#### ○利用料金

- ①利用者サービス向上のため、改修及び修繕を実施した施設の一部の施設利用料を改定。  
 （屋内ピッチング場／現行：80円 → 今後：100円、屋内練習場（一般利用）／現行：30円 → 今後：50円）  
 ②利用者の利便性向上のため、より分かりやすい単価体系を設定。  
 （陸上用バトン／現行：トラック競走器具一式300円 → 今後：1本1回につき50円 等）  
 ③料金設定のなかった設備について現状に合わせた料金を設定。  
 （陸上競技場研修室等の冷暖房使用料 等）

#### ○減免

- ①団体等で専用利用する場合の減免要件を公平・公正の観点から変更。  
 （減免対象者によって異なっていた減免要件の統一、大会等役員を減免要件の減免対象者から除外。）  
 ②県民のスポーツ・レクリエーション振興・心身の健康増進という公園の設置目的を踏まえ、一般利用における減免対象者とする学生を県内の学生に限定。  
 ③証明書の掲示の義務付け。  
 ④専用利用する場合の減免について、コート面の数及び利用時間の上限を設定。

### (4) 利用調整

○大会及びイベントなどを円滑に実施するため、年間の利用調整を公平・公正に決定できるよう取り組む。

### (5) 施設管理

○以下のことを念頭におき、適切な運営管理をおこない、広域の総合運動公園としての役割を果たす。

- ・全国規模の大会及び各競技トップリーグの開催
- ・障がい者スポーツの拠点施設
- ・レクリエーション活動や地域のコミュニティ活動の場
- ・部活動の練習拠点
- ・災害時の緊急避難場所
- ・県民の健康増進

○芝グラウンドは、利用者のために高い利用率を確保しながら安全・安心に利用でき、かつ日本のトップ水準クラスの芝グラウンド状態が保てるよう維持管理に取り組む。

(6) スポーツ・レクリエーション振興

- トレーニングルームに常時トレーニング指導できる職員を配置
- 競技スポーツ振興
  - ・競技大会が円滑に開催できる運営への支援
  - ・元オリンピック選手やプロ選手による教室事業
  - ・国民体育大会などへの監督・コーチの派遣
  - ・全国大会やプロスポーツ大会の招致
  - ・県内アスリートの雇用
  - ・陸上競技教室の実施 等
- 身近なスポーツ・レクリエーション振興業務
  - ・スポーツ教室、イベントの実施
  - ・高齢者のスポーツ活動の促進
  - ・グラウンドゴルフ大会の充実
  - ・地域へのスポーツ指導者派遣
  - ・未来のアスリート発掘事業
  - ・ジュニア世代を対象とした研修会、講習会の実施
  - ・総合型地域スポーツクラブへの支援
- 東京オリンピック・パラリンピック、世界大会開催に向けては、ジャマイカ合宿への対応のほか、新たに採用された新種目の体験会などについて取り組む。
- 体験学習プログラムの実施（園芸、子育て応援、自然体験、福祉）
- 障がい者スポーツの普及振興（研修の充実、指導員の資格取得、障がい者アスリートの雇用等）

(7) 利用促進、サービス向上

- 中央広場や体育館ロビーの空きスペースの活用（卓球台やバスケットゴールを設置）
- 無償レンタルグッズの充実
- ニュースポーツ用具の無償貸出（ペタンク、フライングディスク、ファミリーバドミントンなど）
- ランナーのためのサービス向上（ランニングステーションの設置、陸上競技場の一般利用に限り夜間照明の無料化）

(8) 既存のネーミングライツ命名権者を活用した取組

- ネーミングライツ命名権者を活用し、施設への親しみや愛着を深めていただくとともに企業の愛称等の定着・周知・普及に協力する。（ネーミングライツ冠イベントの実施、ネーミングライツ企業名の入った製品の作成ほか）



<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)) について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由          地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定          管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要          (1) 公の施設の名称          鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)</p> <p>(2) 指定管理者          一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体</p> <p>代表者 鳥取市相生町四丁目411番地          一般財団法人鳥取県観光事業団          理事長 衣笠 克則</p> <p>東伯郡琴浦町大字逢束1061番地6          株式会社チュウブ          代表取締役社長 小柴 雅央</p> <p>(3) 指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由          東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一          般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体を指定管理者として指定しよう          とするものである。</p> <p>(参考) 選定方法:公募</p>

## 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)指定管理候補者の選定について

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

### 1 指定管理候補者(2者によるグループ管理)

一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体

[構成員]

(代表者) 一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市相生町四丁目411番地 理事長 衣笠 克則  
株式会社チュウブ 東伯郡琴浦町逢東1061番地6 代表取締役社長 小柴 雅央

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

### 3 指定管理料の額

630,750,000円(債務負担行為額 630,781,000円)

[参考] 単年度指定管理料の額 ※平成31年度消費増税を見込んだ額

平成31年度 125,230,000円、平成32年度以降 126,380,000円

### 4 選定理由

東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該団体が最適であると認められる。主な選定理由は次のとおりである。

[選定理由]

- ・財団法人と民間企業の共同企業体が両者の特徴を活かし公園の管理運営を行うことが期待される。
- ・ベンチや案内看板の設置、利用頻度の少ないエリアへのドッグラン整備計画などの意欲的な提案もあり、施設サービス向上の取組姿勢について評価できる。
- ・経営基盤が安定している。

### 5 公募の経緯

#### (1) 募集期間(募集要項配布から募集締め切りの日まで)

平成30年8月16日(木)から平成30年10月1日(月)まで(現地説明会 平成30年9月11日(火))

#### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体	鳥取市相生町四丁目411番地	理事長 衣笠 克則

### 6 審査委員会の選定経緯

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部経営学科講師
若山 訓	湯梨浜町観光協会事務局長
鎌谷 眞里子	鳥取県レクリエーション協会事務局長
小林 綾子	鳥取県生活環境部くらしの安心局長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月22日(金)

指定管理者制度及び鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区を除く。)の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会：平成30年10月23日(火)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

## (3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 〔・施設の設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針〕	必須 *平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 〔・有料公園施設、利用時間、休園日、利用料金等の設定内容〕  ○個人情報保護、情報公開への対応  ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 〔・地区別の管理運営の方針 ・施設設備の維持管理業務の内容 ・外部委託の考え方や県内事業者への発注方針 ・環境に配慮した施設運営の取組〕  ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の提供内容 〔・体験学習会等の実施内容 ・サービスの向上策、利用促進 ・利用者等の要望の把握と対応〕  ○事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 〔・火災・盗難・災害などの事件・事故の防止 ・緊急時の体制及び対応〕	45
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容の妥当性 ○県の委託料の多寡	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤  ○法人等の組織及び職員の配置等 〔・管理運営の組織及び職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材の育成の方針〕  ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針  ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況  ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業の認定 ・ISO・TEASの認証等〕  ○当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする	36
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案	4
計			100

## (4) 審査結果(面接審査及び書類審査)

選定基準	配点	一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	
2	45	32.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の維持管理、整備についての提案は、維持管理事業者として評価できる。</li> <li>使用実績の少ないエリアをドッグランに改修し活用することは、いろいろな消費者を集めるすばらしい施設になる可能性がある。反面、管理・維持がとても難しいと推測できるため、具体的な管理の方法などの対応策を考え、より良いものにして頂きたい。</li> <li>様々な企画を実施されているが、集客にまだ結びついていないと思われる。いろいろな手段で発信することが必要。</li> <li>新規事業の実施に対して、何が必要とされているかの把握について、アンケート以外にも、ターゲットとなりそうな消費者の集まる場でヒアリングを行うなども必要。</li> <li>周辺団体(商工会、旅館組合、観光協会及び行政各団体)との意見交換等を行ってほしい。</li> </ul>
3	15	10.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な修繕を進めるとの言葉はあったが、修繕費の計画は横ばい。年数を経過した施設、設備も多く、修繕費の予算は適切に見積もっていただきたい。</li> </ul>
4	36	18.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>常勤職員は体育施設管理、様々なスポーツ指導資格、レクリエーションコーディネーター等の専門的な有資格者をバランスよく生かしながら対応することが望ましい。</li> </ul>
5	4	0.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報面を考えるともっと意識してほしい。</li> </ul>
合計	100	61.8 ※委員5名の平均点	

## 7 指定管理候補者の事業計画の概要

## (1) 開館時間・休園日(現行どおり)

- 開館時間：午前9時から午後10時
- 休園日：毎月第3火曜日及び12月29日から1月3日(7、8月は休園日なし)  
※有料公園施設以外は、原則として常時開放

## (2) 利用料金(あやめ池スポーツセンター、東郷湖カヌーセンター、南谷テニスコート、屋根のある多目的広場)

- 利用料金(現行どおり)
- 減免事項：現行の減免事項を一部変更する。(湯梨浜町が主催及び共催する事業で園長が認める場合について、新たに全額減免する)

## (3) 施設管理

- 環境に配慮し、東郷湖周辺環境美化再生に努めるとともに、やさしい環境づくりの観点から、環境に配慮した薬剤の使用に努める。
- 常時職員の巡視による安全点検と改修箇所の点検を実施し、保全に努めるとともに、修繕、改修の場合、早急に検討し、改善措置を講じる。特に、遊具・器具については、毎日職員による巡視点検と専門業者による定期点検により安全確保を徹底する。
- 公平な利用の確保に努め、体育施設運営士を配置し地域スポーツ振興の拠点として貢献する。

(4) 利用促進のための取組み

- 体験教室等の実施（健康スポーツ教室、シニア向け転ばぬ先の健康運動教室、「メダカの楽校」ほか）
- 賑わいのあるイベントの実施（花と緑のフェア、花ショウブ展示会、タマノカンザシ鑑賞会、トレイルマラニックほか）
- 地域のグループ、団体の発表の場の提供
- 各種関係団体と連携した事業の開催（スケートボード、インラインスケート、BMX 3種目合同イベントほか）
- 燕趙園との共催事業などの実施（燕趙園花火、秋の感謝祭ほか）

(5) サービスの向上策

- 新たな視点による公園づくり
  - ・あやめ池公園和風庭園周辺樹林地整備及び駐車場拡充
  - ・各公園入口に大型看板設置
  - ・樹木の間伐及び生育不良木の植替
  - ・長和田地区のシバザクラの拡大等
  - ・あじさい園の植栽変更
  - ・公園内にドッグラン整備

(6) 地域や関係機関との連携

- 公園の美化や環境保全に資するため、地域の関係団体と連絡を密にし、地域に愛される施設、公園づくりを目指す。
- 地区公民館、観光施設関係機関、東郷池の浄化を進める会、環境保護団体、公園利用者等の意見・声を積極的に取り入れ、施設の魅力や利用者サービスの向上に努める。

<p>条 例 名 等</p>	<p>公の施設の指定管理者の指定(鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)) について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定 管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市相生町四丁目411番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)</p> <p>(4) 理由 東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一 般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法:公募</p>

## 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)指定管理候補者の選定について

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)(以下「燕趙園」という。)の指定管理候補者について、生活環境部指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

### 1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 鳥取市相生町四丁目411番地 理事長 衣笠 克則

### 2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

### 3 指定管理料の額

486,100,000円(債務負担行為額 486,180,000円)

[参考] 単年度指定管理料の額 ※平成31年度消費増税を見込んだ額

平成31年度 96,500,000円、平成32年度以降 97,400,000円

### 4 選定理由

燕趙園の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該団体が最適であると認められる。主な選定理由と、委員から出された意見は次のとおりである。

#### [選定理由]

- ・周辺地域との連携に積極的に取り組み、中国らしさを「食」「庭園」「音楽」等、様々な分野で取り入れ、中国文化の発信と集客のための事業をバランスをとりながら実施する内容は評価できる。
- ・経営基盤が安定している。

#### [意見]

- ・目標入園者数の達成に向け、情報発信の強化と誘客促進に向けたさらなる具体的な取り組みが望まれる。

### 5 公募の経緯

#### (1) 募集期間(募集要項配布から募集締め切りの日まで)

平成30年8月16日(木)から平成30年10月1日(月)まで(現地説明会 平成30年9月11日(火))

#### (2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目411番地	理事長 衣笠 克則

### 6 審査委員会の選定経緯

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
宮城 律子(委員長)	税理士法人阪本会計 税理士
竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部経営学科講師
若山 訓	湯梨浜町観光協会事務局長
富岡 哲也	株式会社JTB中国四国 鳥取支店長
小林 綾子	鳥取県生活環境部くらしの安心局長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会:平成30年6月22日(金)

指定管理者制度及び燕趙園の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会:平成30年10月16日(火)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

## (3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 〔・施設の設置目的の理解 ・指定管理者を希望する理由 ・管理運営の方針〕	必須 *平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理の基準 〔・有料公園施設、利用時間、 ・休園日、利用料金等の設定内容、 ・個人情報保護、情報公開への対応〕  ○施設設備の管理及び衛生管理の水準 〔・施設別の管理運営の方針 ・施設設備の維持管理業務の内容 ・外部委託の考え方や県内業者への発注方針 ・環境に配慮した施設運営の取組〕  ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔・目標とする入園者数 ・中国庭園を活かしたイベント内容 ・サービスの向上策、集客促進〕  ○利用者等の要望の把握と対応  ○事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 〔・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制及び対応〕	55
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容の妥当性 ○県の指定管理料の多寡	15
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤及び経営基盤  ○法人等の組織及び職員の配置等 〔・管理運営の組織及び職員の職種等 ・日常の職員配置 ・人材の育成の方針〕  ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針  ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況  ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業・基準適合一般事業主の認定 ・ISO・TEASの認証等〕  ○当該施設の管理運営状況の実績評価	26
5 その他 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案	4
計		100



(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

選定基準	配点	一般財団法人鳥取県観光事業団	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	
2	5.5	33.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置目的を理解し、中国文化の発信と集客のための事業をバランスをとりながら実施される計画となっている。</li> <li>周辺地域との連携を積極的に取り組もうとされている所や、中国らしさを、運動、食、庭園、音楽等、様々な分野で取り入れようとしている所は評価できると感じた。県観光事業団が7施設を管理されている強みをもっと生かすべき。</li> <li>イベントに頼る集客ではなく、普段のクオリティアップに向けた戦略が必要。ここでしか見られないもの、味わえないものについてアイデアを出して取り組んでもらいたい。</li> <li>施設のサービス、事業内容について、何をターゲットにどんなサービスを提供するか、今後、ヒアリングやアンケート調査を行い、何のサービスが良いかダメか、リピーターはいるかなども明らかにして、そこからコスト削減や重点的にテコ入れするところなどの実情把握が可能となると感じた。</li> <li>情報発信の弱さが見受けられ、今後の誘客促進に向けた具体的な取り組みに期待したい(営業努力)。</li> </ul>
3	1.5	7.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標としては10万人という数字を掲げて、それに向かって頑張っていたが、収支計画においては入園者数の設定が高すぎる。</li> </ul>
4	2.6	12.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修のひとつに湯梨浜町観光ガイドの会に適宜参加され、園内の知識のみならず周辺地域の観光情報も勉強されている。</li> <li>人材育成が一般的な研修のみ。燕趙園の特色を発信するための個々の職員のレベルアップのための育成が望まれる。</li> </ul>
5	4	0.0	
合計	100	53.1 ※委員5名の平均点	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休園日

○開園時間 (現行どおり)

- ・庭園、売店：午前9時から午後5時
- ・飲食施設：午前11時から午後2時30分、午後5時30分から午後9時

○休園日 (現行どおり)

- ・庭園：1月及び2月の第4火曜日。ただし祝日の場合は直後の平日
- ・売店及び飲食施設：定休日なし

(2) 利用料金

○利用料金 (現行どおり)

有料公園施設	区分	設定料金	
燕趙園 (中国庭園部分)	個人	大人	500円
		小人	200円
	団体	大人	(10人以上) 450円 (20人以上) 400円
		小人	(10人以上) 180円 (20人以上) 160円
学校 行事	高校生	200円	
	小中学生	80円	

○減免事項 (現行どおり)

- ・現行の減免事項は継続 (身体障害者手帳の交付を受けた者等の全額減免など)。

### (3) 利用促進のための取組み

○年間を通して、中国の文化に気軽に触れられる機会を設けるほか、各種イベントに取り組み集客促進を図る。

- ・中国芸術文化公演の充実（中国雑技等…毎日）
- ・夏休み特別イベント（地元新聞社と共催）
- ・中華コスプレ大会（年2回）
- ・チャイナドレスのレンタル実施
- ・展示ホールでの中国の伝統文化、工芸等の企画展示（河北省の近代工芸品の展示等）
- ・お茶を味わっていただく中国茶藝の実演
- ・観蓮会（かんれんかい）…早朝6時30分から開園
- ・周辺施設や他団体との連携イベント（燕趙園花火、あやめ池秋の感謝祭&燕趙園祭り、燕趙園のクリスマス、仙桃節&あやめ池春のこどもまつり、ピングウォーク大会等）
- ・中国歳時記イベント（重陽節（ちょうようせつ）、春節祭等）
- ・体験学習イベント（中国語講座、二胡教室、太極拳等）
- ・道の駅感謝祭
- ・燕趙園グラウンドゴルフ大会（年11回）

○新しく管理運営する「老龍頭（らうりゅうとう）」は、飲食や休憩スペース、情報コーナーを設けるなど、柔軟に対応する。

○広報活動、営業活動

- ・近隣の観光施設や温泉旅館組合等へチラシの訪問配布。イベント内容によって中部地域の幼稚園、保育園、小学校へ情報提供。
- ・SNSを活用したイベント情報及び庭園内の日常風景の情報発信。コスプレ愛好者へインターネットを活用した広報。
- ・県外旅行会社への地元旅館組合との合同営業活動の実施。

### (4) サービスの向上策

○コスプレ撮影の常時受け入れ

○燕趙園友の会の継続

○道の駅及び老龍頭について、より地域に密着し、気軽に利用できるための店舗リニューアル

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（天神川流域下水道）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由          地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概 要</p> <p>（1）公の施設の名称          天神川流域下水道</p> <p>（2）指定管理者          東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517番地          公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社          理事長 長谷川 具章</p> <p>（3）指定の期間          平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由          天神川流域下水道の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

## 天神川流域下水道指定管理候補者の選定について

天神川流域下水道の指定管理候補者について、生活環境部管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、県として次のとおり指定管理候補者を選定した。

### 1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬1517番地  
理事長 長谷川 具章（以下、「下水道公社」という。）

### 2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

### 3 委託料の額

2,477,920,000円（債務負担行為額 2,490,406,000円）

〔参考〕委託料の額

平成31年度 496,414,000円、平成32年度以降（4年間）1,981,506,000円

### 4 審査結果

下水道公社は、指定管理候補者として適当である。

### 5 審査の経緯

下水道公社から事業計画書等のプレゼンテーションを行い、審査委員から質疑等があり、その後、審査基準に照らし、各審査委員が審査を行った後、委員会として結論を確認した。

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
みやぎ りつこ 宮城 律子（委員長）	税理士法人阪本会計 税理士
たけうち ゆか 竹内 由佳	鳥取環境大学経営学部経営学科講師
あおき ゆきこ 青木 由紀子	ゆの宿 彩香役員
ふじい みつひろ 藤井 光洋	公益財団法人鳥取市学校給食会理事長
すみだ よしひこ 住田 剛彦	鳥取県生活環境部次長

#### (2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月7日（木）

公益財団法人天神川流域下水道の概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会：平成30年10月10日（水）

面接審査後、審査基準に照らした審議

## (3) 審査基準

	審査基準	審査項目及び内容	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理運営の基本的な考え方 〔・施設の設置目的を理解しているか ・管理運営の方針は適切か〕	必須 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業内容 ・サービスの向上策、利用促進等の周知・広報  ○施設の維持・管理は適切性 〔・開館時間・休館日、利用料金等 ・利用者の快適・安全な利用、施設の長期安定利用のための維持管理は適切か〕  ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 〔・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制・対応は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法〕  ○個人情報保護等への対応 〔・個人情報の保護への対応は十分か ・情報の公開への対応は十分か〕  ○利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	55
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○管理経費の効率化の考え方は適切なものか ○支出計画の見通しは適切か	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 〔・管理運営の組織・職員の職種等は適切か ・日常の職員配置は適切か ・人材育成は適切か〕  ○団体の財政基盤・経営基盤は安定しているか  ○関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか  ○社会的責任の遂行状況 〔・障がい者を雇用しているか ・男女共同参画推進企業であるか ・ISO14001、TEAS I 種又はII種認証登録事業者であるか〕  ○管理運営実績評価	25
	計		100

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点※)	主 な 審 査 意 見
1 平等な利用 (適/不適)	適	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時はマンホール管等の自主点検、平時の普及啓発は地元住民や中部地区小学校の見学受け入れ等を積極的に行うなど、施設管理の工夫と努力が感じられる。</li> <li>・施設見学では、特に子どもたちの学びの場となり、将来の仕事への価値観形成など、利用が進むと良いと考える。</li> </ul>
2 効用の最大限 の発揮 (55点)	適 (47.4点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な経費削減を積極的に行うとともに、平成28年8月からは毎月1回下水道公社内部の技術検討会を行い若手職員の育成等に努力している。平成28年10月の鳥取県中部地震では、下水道公社が独自に幹線管渠の緊急点検を実施し、災害時の危機管理を徹底している。</li> <li>・スタートして間もないベンチマーク制度を活用し、維持管理への反映・効率化等を考えるなど、工夫がある。</li> <li>・老朽化しつつある施設をどう維持するのか、大きな課題である。</li> </ul>
3 経費等効率化 (20点)	適 (16.8点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネや契約電力の見直しなど、経費削減に努力している。</li> <li>・薬品類等経費節減にあたり、独自で数値を証明して節減根拠を見つけるなど信頼と安全に配慮している。</li> </ul>
4 安定管理 (25点)	適 (20.3点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若手、技術者への人材育成を実施している。</li> </ul>
総合評価 (100点)	適 (84.5点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査委員が全員一致で、天神川流域下水道の指定管理候補者として、適当であると認める。</li> </ul>

※点数は、委員5名の平均。

6 指定管理候補者の事業計画の主な内容

(1) 管理運営の基本的な考え方

①指定管理者を希望する理由

- ・下水道事業を取巻く経営環境が変化中、下水道公社設立の趣旨や法人としての使命を念頭に、県、関係市町及び地域住民へ貢献する必要があること。
- ・流域下水道の経費負担者である関係市町の首長が、当公社の理事並びに評議員として経営に関与するとともに、下水道事業に協力することを目的に設立した下水道公社での経営を望んでいること。
- ・共用開始から34年間にわたって維持管理及び運営業務を包括的・一体的に受託し、特段の事故・トラブル発生もなく、実績や技術的知見・ノウハウ（電気・機械・水質等の技術）蓄積があり、今後も安全・安心な維持・運営ができること。

②管理運営の方針

- ・施設は、供用開始から34年が経過し、下水道施設の老朽化や改築更新需要の増加、節水機器の普及と人口減少に伴う流入汚水量の減少などの影響を受け経営環境が厳しくなる中で、持続可能な下水道の確保と管理運営の一層の効率化が必要となっている。このため、下水道技術の進歩等に対応した業務内容の点検・見直しや職員一人一人のコスト意識を高め、管理運営の一層の効率化等に取り組む。

(2) 管理の基準等

①勤務時間等

- ・年間を通じて稼働停止が許されない施設で、24時間、365日の運転操作及び監視体制を維持する。

②施設設備の維持管理

- ・天神浄化センター等の下水道施設が安全かつ安定的に稼働し、その機能が最大限に発揮されるように、電気・機械設備、汚水処理槽等の設備や水質管理に精通した専門技術者を配置し、実施体制を構築するとともに、維持管理の基準を整え、適正な管理運営を遂行する。
- ・運転管理、水質管理は、基準・目標を設定し、流入汚水の変化や水質試験等の結果をダイレクトに反映させて管理する。

③施設設備の長期安定使用

- ・主要な機器類の保全措置については、分解整備（オーバーホール）による予防措置を実施する。また、分解整備周期は個別施設の特性や設置環境及びこれまでの修繕実績や部品の耐用限度等の技術的知見や故障リスク等を勘案した「主要機器類中期分解整備等計画」を基本として、故障の未然防止と施設の長寿命化を図る。

④施設を活用した普及・啓発等

- ・下水道ふれあい教室、施設見学会、ぐるり水の探検、絵画・書道・川柳コンクール等を開催し、下水道知識の普及や啓発を実施する。

⑤事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・消防法に基づき「天神浄化センター消防計画」を定め、火災等の災害及び人命の安全、被害の防止等、必要な業務に取り組む。
- ・防火管理者及び火元責任者を設置し、消防設備・機器の設置・定期点検を行い、火災防止に努める。消火訓練は、所轄消防署の指導のもと、通報、消化、避難誘導及び応急処置等の訓練を実施する。
- ・電気事業法に基づく保安規程に従い、電気設備の点検を行う。

⑥緊急時の体制・対応

- ・鳥取県が定める「天神川流域下水道事業業務継続計画（BCP）」及び「天神川流域下水道非常対策要綱」を踏まえ、危機管理マニュアルを整備し、水害、地震、津波、異常流入等非常事態の区分ごとに運転操作、保守点検業務従事者と連携して、迅速かつ確かな対応を行う。
- ・J-ALERT（全国瞬時警報システム）による、施設利用者及び職員の安全確保に努める。
- ・鳥取県中部地震の経験を活かし、地震時等の災害時の緊急点検等の初動対応について、県及び市町と情報を共有の下で、的確かつ迅速に対応する。

(3) 管理経費

①業務の外部委託

- ・技能及び現業的な業務体制が必要な運転操作、保守点検等業務、特別な資格、専門技術及び特殊機械等が必要な業務は、履行可能な専門業者へ外部委託し、業務を効率的かつ安定的に遂行する。  
(鳥取県産業振興条例を遵守)
- ・公社は、運転計画、運転管理指標、水質試験計画、保守点検計画等の作成と水質管理等の業務の総括とマネジメントを担い、民間従事者との相互連携の下で、指定管理者としての責務を果たす。

②収支計画・指定管理委託料等

- ・平成31～35年度の収支計画額は、県指定管理料上限総額を0.5%下回る額を提案する。
- ・これまでの経費縮減対策を反映し、日々の運転管理及び維持管理での薬品類、燃料、契約電力の節減及び人件費抑制等の経営努力を反映させ、経費の節減を図る。

指定管理計画

(単位:千円)

総額	提示額	県指定管理上限額	備考
総額(5箇年)	2,477,920	2,490,406	
内訳	平成31年度	496,414	498,618
	平成32年度	498,201	501,257
	平成33年度	496,142	498,507
	平成34年度	495,958	498,202
	平成35年度	491,205	493,822

(4) 団体の財政基盤・経営基盤

- ・基本財産は300万円(県1/2、市町1/2)
- ・公益事業であり、決算により執行残金が発生した場合は、県へ返納する。

(5) 組織及び職員の配置等

- ・業務全般の企画、計画立案、外部委託及び工事等の指導監督、水質管理、緊急時の対応等を実施する。

○職員配置状況

- ア 理事長は常務理事を兼務し、事務局職員は、事務局長と総務班の計2名、管理運営班6名の合計8名
- イ 評議員、理事は、事業の維持管理費を負担する流域関連市町の市長又は町長等が就任し、業務の充実・改善、管理運営の効率化を図る。

理事長(常勤)	1	評議員	5
事務局長	1	理事	7
総務班(事務)	1	監事	3
管理運営班(水質2・機械2・電気2)	6		
計	9	計	15

- ウ 有資格者(下水道維持管理資格者、電気主任技術者等の14資格)の配置は、消防設備士を除き当公社職員で対応。

(6) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況及び対応状況

① 監査等への対応

鳥取県監査委員監査、鳥取県公益法人等立入検査、水質汚濁防止法に基づく検査、建築基準法に基づく検査など関係法令等に係る指摘事項及び行政指導等はない。

下水道技術検定合格者、電気主任技術者、環境計量士、エネルギー管理士等を配置し、法令遵守の徹底による適切な管理運営に努めている。

② 個人情報の保護への対応

個人情報保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例及び湯梨浜町個人情報保護条例を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、知り得た情報の漏洩、目的外使用が生じないよう適正な管理に努めている。

③ 情報の公開への対応

鳥取県情報公開条例を遵守し、開かれた下水道公社運営に努め、情報公開(事業計画書、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録)を適切に行う。



平成29年度鳥取県継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較							
				左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		年割額と支出済額の差				
				年割額	特定財源		年割額	特定財源		年割額	特定財源								
					国庫支出金			地方債			その他		一般財源	国庫支出金		地方債	その他	一般財源	
2	6	原子力環境強化事業費 防災費	28	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				115,726,000		68,187,220	68,187,220		47,538,780		68,187,220		47,538,780		68,187,220		47,538,780		47,538,780
				387,871,000		360,229,340	360,229,340		27,641,660		360,229,340		27,641,660		360,229,340		27,641,660		27,641,660
			計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
				503,597,000		428,416,560	428,416,560		503,597,000		428,416,560		75,180,440		428,416,560		75,180,440		

